

いざ！という時の心構え！



がけ・擁壁改修工事支援事業

がけや擁壁の改修工事費用の一部を助成します

港区内全域の2メートルを超えるがけ・擁壁を所有する方の、改修工事に必要な費用の一部を港区が助成します。

対象

1. がけ・擁壁の所有者で(1)～(3)のいずれかに該当する方

- (1)個人所有
- (2)マンション等の管理組合
- (3)中小企業(宅地建物取引業者その他不動産賃貸業等を営む者を除く)

2. 助成対象となる、がけ・擁壁の改修工事費用で、(1)及び(2)のいずれにも該当する工事

- (1)高さ2メートルを超える擁壁の新設工事(既存擁壁の築造替えも含む)
- (2)建築確認または開発許可とその工事完了検査を受けたもの

助成金額

改修工事費用の2分の1以内。上限は500万円

【問合せ先】 助成に関するお問合せ…住宅課住宅支援係 03-3578-2223
がけ・擁壁に関する技術的なお問合せ…建築課構造係 03-3578-2295

土砂災害ハザードマップに関するお問合せ

港区防災危機管理室防災課防災係

03-3578-2541